

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 4405 事業名: 老人保健事業
 細事業名: 基本健康診査・肝炎ウイルス検診

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る
 基本施策: 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する
 主な施策: (1) 市民の健康づくりへの支援

所管部署名
 部局名: 福祉部
 課名: 健康課

科目CD. 1040102 作成日 平成20年11月04日
 事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
健康増進法

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等
 委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 ()

事業概要

◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)
 心疾患・脳血管疾患を予防する。

◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)
 メタボリックシンドロームに着目した健診を30歳代等に実施。元気で自立した生活ができるように75歳以上の健診を実施。肝炎ウイルス検診を40歳に実施。

◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)
 30歳から39歳等の市民。75歳以上の市民。40歳の市民。

◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)
 生活習慣病による死亡者の減少や医療費の削減、要介護者の減少につながる。

指 標		単位	18実績	19実績	20予算	21計画
活動指標	① 30歳代の受診者数			精査途中		
	② 75歳以上の受診者数					
	③ 節目40歳の受診者数					
	④					
	⑤					
対象指標	① 30歳代の人口			精査途中		
	② 75歳以上の人口					
	③ 節目40歳の人口					
成果指標	① メタボ検診受診率			精査途中		
	② すこやか検診受診率					
	③ 肝炎ウイルス検診受診率					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)
 20歳代の健診を受ける機会の無い人 (フリーター、在宅の障害者等) の健診を実施してほしいとの要望がある。

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況
 20歳代の健診を実施している市町は、京都府下でも少ない。

決算(予算)額	(千円)	39,369	30,490	13,519	13,519	
財源内訳	使用料・手数料等	(千円)	0	2,768	848	0
	国・府支出金	(千円)	13,580	13,902	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0	0
	一般財源	(千円)	25,789	13,820	12,671	13,519
職員従事時間	(人)		1.56			
人件費 ※	(千円)		9,922			
トータルコスト ※	(千円)		40,412			

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明: 健康増進法により実施

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明: 市民の健康増進のため生活習慣病や介護の予防事業の実施

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明: 早期の段階から予防の為に介入する対象としては、妥当である。

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
 かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明: 該当年齢者に予防介入対象者がいる。

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
 かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明: 生活習慣病や要介護者の減少で、市民の健康増進が図られる。

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
 大きい 小さい 無い

説明: 未受診者の啓発をしているが、未受診者が固定化されている。

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明: 既に、特定健診・がん検診等とセットで実施している。

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

メタボ予防健診に20歳代も対象に入れてほしいとの、要望がある。

改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

来年度より、健診機会のない20歳代の希望者を対象にメタボ予防健診の実施を検討する。

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明: 毎年実施するので、その都度検討している。

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
 削減の余地あり 削減の余地なし

説明: 事業の性格上、委託機関の精度の問題は大きい。

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明: 自分の健康を守る為、働き盛りの自己負担額としては妥当である。

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明: 健診自体には、専門性が必要とされる。

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
 余地あり 余地なし

説明: 健診事業の啓発に関しては、協働していける。

所 属 長 総 括 評 価

平成20年度から基本健診は、特定健診(40～74歳)保険者責任で実施となり、メタボ予防健診(30～39歳)、すこやか健診(75歳以上)を実施し、生活習慣病による死亡所の減少や医療費の削減を図ったが、20歳代の健診を受ける機会のない人については、検討する。

※事務局使用欄

一次評価	継続 (現状維持)	保険者の責務 (義務的経費) と考える。
二次評価	継続 (現状維持)	市民の健康の保持増進は重要であり、生活習慣病の早期発見は、高騰している医療費の抑制にもつながると考えられ、疾患の予防には必要な事業であると評価している。今後も、より多くの市民が受検できるよう取り組みを充実させていく必要があるとかんがえている。